

第6章 監督と罰則について

NPO法人に対する所轄庁の監督

1. 所轄庁の監督

NPO法は、市民の自由な公益活動を促進するという観点から、行政の管理や監督によって、その活動が担保されるのではなく、活動実績や情報公開等によって市民が監督するという制度です。

しかし、一方で、NPO法人格を隠れ蓑にした違法な活動を行うような法人があれば、NPO法人制度そのものの信頼性を損なう恐れがあります。そのため、法律に定められた基準を満たしているかどうか、違法な活動を行っていないかどうか、定款を無視した不適切な活動を行っていないか等を監督する権限が行政に与えられています。以下、所轄庁の監督権限について説明します。

(1) 報告及び検査

法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等に違反する疑いがあると認められた場合、所轄庁はNPO法人に対して、業務や財産状況に関する報告を求めたり、事務所に立ち入って業務や財産状況、帳簿、書類等の検査をしたりすることができます。(法41①)

(2) 改善命令

所轄庁は、NPO法人が次の場合のいずれかに該当する場合は、期限を定めて改善のために必要な措置をとるように命令することができます。(法42)

◇ 次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ・ 営利を目的としない団体であること (法2②一)
- ・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件をつけないこと (法2②一イ)
- ・ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること (法2②一ロ)
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、信者を教化育成することを主たる目的としないこと (法2②二イ)
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと (法2②二ロ)
- ・ 特定の公職の候補者若しくは公職者、又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと (法2②二ハ)
- ・ 暴力団でないこと (法12①三イ)
- ・ 暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと (法12①三ロ)
- ・ 10人以上の社員を有するものであること (法12①四)

◇ 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

◇ 運営が著しく適正を欠く場合

(3) 設立の認証の取消し

所轄庁は、以下の場合には、法人の設立の認証を取り消すことができます。認証の取り消しを行おうとする場合には、聴聞(相手方その他の関係人が意見を述べる機会)の手続をとることとされています。

(法43①②)

- ◇ 法人が所轄庁の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合
- ◇ 法人が毎年1回提出しなければならない事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合
- ◇ 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができない場合

罰則規定

1. 罰則規定(認定・特例認定に関するものを除く)

(1) 50万円以下の罰金に処せられる場合

次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。(法78、79)

- ◇ 正当な理由がなく、所轄庁による改善命令に違反した者(法42違反)
- ◇ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人に定めのあるものを含む。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が改善命令に違反したときは、その行為者及びその法人(法42違反)

(2) 20万円以下の過料に処せられる場合

次のいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます。(法80)

【組合等登記令違反】

- ◇ 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき(法7①違反)

【書類の備え置き義務違反・未記載・不実の記載】

- ◇ 法人設立時に作成した財産目録を事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法14違反)
- ◇ 事業報告書、役員名簿及び定款等の書類を事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法28①②違反)

【書類の提出及び届出義務違反・虚偽の届出】

- ◇ 役員変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法23①違反)
- ◇ 定款変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法25⑥違反)
- ◇ 定款変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の提出を怠ったとき(法25条⑦違反)
- ◇ 毎事業年度一回、事業報告書等の提出を怠ったとき(法29違反)

【解散に関して】

- ◇ NPO法人がその債務につき、その財産をもって完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに破産手続開始の申立てをしなかったとき(法31の3②違反)
- ◇ 清算中のNPO法人の財産が、その債務を完済するのに足りないことが明らかになったにもかかわらず、清算人が直ちに破産手続開始の申立てをしなかったとき、及び破産手続開始の申立てをした旨の公告をせず、又は不正の公告をしたとき(法31の12①違反)
- ◇ NPO法人の清算人が、NPO法人が解散した後、遅滞なく、債権者に対し一定期間内にその債権の申出をすべき旨の催告を官報に掲載して公告せず、又は不正の公告をしたとき(法31の10①違反)

【合併に関して】

- ◇ 合併の認証の通知のあった日から2週間以内に、事務所に備え置かなければならない貸借対照表及び財産目録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法35①違反)
- ◇ 合併の認証の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことの公告及び催告をしなかったとき(法35②違反)
- ◇ 合併について債権者が異議を述べた場合、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなかったとき(法36②違反)

【報告及び検査に関して】

- ◇ 所轄庁の求める業務若しくは財産の状況に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員による業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法 41①違反)

(3) 10万円以下の過料に処せられる場合

NPO法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を使用したとき、10万円以下の過料に処せられます。(法 81)